(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人旭川市社会福祉協議会(以下「本会」という。)が設置し、旭川 市から受託する中央地域包括支援センター(以下「センター」という。)において実施する指定介 護予防支援の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員、管理運営等に関 する事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 事業は、センターの保健師等指定介護予防支援に関する知識を有する職員(以下「担当職員」という。)が、要支援状態にある高齢者等(以下「利用者」という。)に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第3条 事業の実施に当たっては、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営む ことができるように配慮して行う。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況や、その置かれている環境等に応じて、利用者の 選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス 及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう 配慮して行う。
- 3 指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場から、利用者に提供される指定介護予防サービスが特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者(以下「介護予防サービス事業者」という。)に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。
- 4 指定介護予防支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は利用者の家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 5 事業の運営に当たっては、旭川市、他の地域包括支援センター、老人介護支援センター、指定居 宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動による サービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努める。

(事業所の名称等)

- 第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - (1) 名 称 中央地域包括支援センター
 - (2) 所在地 旭川市6条通4丁目 旭川勤労者福祉会館内

(職員の職種、員数及び職務の内容)

- 第5条 センターに勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。
 - (1) 管理者 1人(常勤・兼務)

管理者は、センターの担当職員その他の従業者の管理、指定介護予防支援の利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握、指揮命令等を一元的に行う。

(2) 担当職員 1人以上

担当職員は、指定介護予防支援の提供に当たる。

2 管理者及び担当職員は、当該介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

(営業日及び営業時間)

- 第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
 - (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第

178 号) に規定する休日、12 月 30 日から 12 月 31 日まで及び翌年の1月2日から4日までを除く。

- (2) 営業時間 午前9時00分から午後6時00分までとする。
- (指定介護予防支援の提供方法、内容)
- 第7条 センターは、利用者の選択及び同意に基づき、利用するサービスの種類及び内容、これを 担当する介護予防サービス事業者等を定めた「介護予防サービス計画」を作成するとともに、当 該計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者その他の事業者、関 連機関との連絡調整その他の便宜を提供する。
- 2 本会は、指定介護予防支援を提供する担当職員を選任し、介護予防サービス計画の作成を支援する。
- 3 本会は、担当職員を選任し、又は変更する場合は、利用者の状況とその意向に配慮して行な う。
- 4 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たり、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。
 - (1) 利用者の居宅を訪問し、利用者及び利用者の家族に面接し、利用者の生活機能や健康状態、 置かれている環境等を把握した上で、利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及び利用者の 家族の意欲及び意向を踏まえて、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生 活を営むことができるように支援すべき総合的な課題の把握に努めること。
 - (2) 当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料の情報を、特定の事業者のみを有利に扱うことなく、適正に提供し、利用者にサービスの選択を求めること。
 - (3) 利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者及び利用者の家族の意向を踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、利用者及び指定介護予防サービス事業者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防サービス計画の原案を作成すること。
 - (4) 上記原案に位置付けた指定介護予防サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを 区分した上で、サービスの種類、内容、利用料等について利用者又は利用者の家族に対し説明 の上、文書により利用者の同意を受けること。
 - (5) 利用者が、医療サービスの利用を希望している場合には、主治医等の意見を求め、その指示がある場合には、これに従うこと。
 - (6) その他、利用者及び利用者の家族の希望をできる限り尊重すること。
- 5 担当職員は、次に掲げる場合においては、原則として、サービス担当者会議(担当職員が介護予防サービス計画の作成のために介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者(以下「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、次に掲げる場合については、やむを得ない理由がある場合を除き、サービス担当者会議を開催する。
 - (1) 介護予防サービス計画を新規に作成する場合
 - (2) 利用者が要支援更新認定を受けた場合
 - (3) 利用者が要支援状態区分の変更の認定を受けた場合
- 6 担当職員は、次に掲げる場合においては、原則として、サービス担当者会議の開催により、介護 予防サービスの計画の変更の必要性について、担当者から専門的な意見を求めるものとする。ただ し、やむを得ない理由がある場合は、担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。

- (1) 利用者が要支援更新認定を受けた場合
- (2) 利用者が要支援状態区分の変更の認定を受けた場合
- 7 第5項及び前項に掲げるサービス担当者会議は、センターの会議室、介護予防サービス事業者が 設置する事業所内及び利用者の自宅で行う。
- 8 担当職員は、介護予防サービス計画作成後においても、利用者及び利用者家族と継続的に連絡を とり、利用者の実情を常に把握するように努める。
- 9 担当職員は、介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、指定介護予防サービス事業者が作成すべき個別サービス計画の作成を指導するとともに、サービスの実施状況、利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取する。
- 10 担当職員は、介護予防サービス計画の作成後、介護予防サービス計画の実施状況の把握を行い、 必要に応じて介護予防サービスの計画の変更、介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便 宜の提供を行う。
- 11 担当職員は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、再評価を行い、介護予防サービス計画の変更、要支援認定区分の変更申請、関連事業者に連絡するなど必要な援助を行う。
- 12 担当職員は、第10項に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及び利用者の家族、介護予防サービス事業者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行う。
 - (1) 少なくとも、サービスの評価期間が終了する月及び提供開始月から起算して3ヶ月に1回並び に利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接する。
 - (2) 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所介護事業所又は指定 介護予防通所リハビリテーション事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するように努め るとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施する。
 - (3) 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録する。
- 13 担当職員は、モニタリングの結果及び第9項に規定する介護予防サービス事業者等からのサービスの実施状況や利用者の状態等に関する報告に基づき、給付管理票を作成し提出するなどの給付管理業務を行うとともに、関連機関との連絡調整を行う。
- 14 担当職員は、適切なサービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難になったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入所又は入院を希望する場合には、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜を提供する。
- 15 担当職員は、利用者が要介護認定を受けた場合には、利用者に対し必要な情報を提供する。
- 16 担当職員は、利用者が自立(非該当)と判定された場合には、介護保険の地域支援事業の介護予 防事業の情報を提供するなど、利用者に対し必要な支援を行う。

(利用料その他の費用の額)

- 第8条 指定護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものと し、当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者に負担は求めない。
- 2 利用者の希望に応じて「介護予防サービス計画」及びその実施状況に関する書類等を交付する場合は、複写に要する費用の実費を徴収する。
- 3 前項の費用の支払を受けるに当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対してその額等に 関して説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

- 第9条 通常の事業の実施地域は、旭川市の行政区域内の別紙に掲げる地域とする。 (事故発生時の対応)
- 第 10 条 担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速や

かに管理者に報告し、旭川市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

(苦情対応)

第11条 本会は、自ら提供したサービス又は自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者及び利用者の家族からの苦情に迅速かつ適切な対応を行なう。 (虐待の防止のための措置)

- 第12条 本会は、虐待の発生又はその再発を防止するため、社会福祉法人旭川市社会福祉協議会虐 待防止委員会設置要綱に基づき次の各号に掲げる措置を講じる。
- 2 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知する。
- 3 事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研修会を定期的に実施する。
- 4 前2号に掲げる措置を実施するため担当者を置く。 (職場におけるハラスメントの防止)
- 第13条 本会は、職場におけるハラスメント防止のために、社会福祉法人旭川市社会福祉協議会ハラスメント防止に関する規程に基づき、次の各号に掲げる措置を講じる。
- 2 事業所におけるハラスメントの内容及び事業所におけるハラスメントを行ってはならない旨の方 針を明確化し、職員に周知・啓発を行う。
- 3 ハラスメントに係る相談窓口を定め、職員に周知を行う。

(職員の健康管理、感染症の予防及びまん延の防止)

- 第14条 本会は、職員の清潔の保持及び健康管理について、利用者に必要な指定介護予防支援等を 安定的・継続的に提供することができるよう、日頃から、適切な感染予防対策を確実に実施すると ともに、感染症発生時においては感染拡大防止を図るために、社会福祉法人旭川市社会福祉協議会 職員衛生管理規程に基づき、次の各号に掲げる措置を講じる。
- 2 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知を行う。
- 3 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 4 感染症の予防及びまん延の防止のための研修会を定期的に実施する。
- 5 前各号に掲げる措置を実施するため担当者を置く。 (その他運営についての留意事項)
- 第15条 本会は、担当職員の資質向上を図るための研修の機会を設けるとともに、業務体制を整備する。
- 2 前項に規定する研修の実施に当たっては、旭川市及び他の指定介護予防支援事業者との連携を図ることとする。
- 3 本会及び担当職員その他のセンターの従業者は、その業務上知り得た利用者又は利用者の家族に 関する秘密を保持する。
- 4 本会は、担当職員その他のセンターの従業者が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。
- 5 本会は、指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合には、適切かつ効率 的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。
- 6 この規程に定める事項のほか運営に関する重要事項は、旭川市と本会の協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成18年6月18日から施行する。

附則

この規程は、平成 18 年 11 月 1 日から施行する。 (第 5 条社会福祉士の人数変更、第 7 条 12(1)条 文整理)

附則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。(第5条介護支援専門員の人数変更)

附則

この規程は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。 (第 5 条介護支援専門員、社会福祉士の人数変更)

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。(第5条の保健師削除、社会福祉士の人数変更、 第6条の営業日の曜日変更)

附則

この規程は、平成21年7月1日から施行する。(第5条の介護支援専門員、社会福祉士の人数変更)

附則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。(第5条の介護支援専門員、社会福祉士の人数変更)

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。(第5条の介護支援専門員、社会福祉士の人数変更)

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。(規程名、第1条の事業所名、第4条の事業所の 名称及び住所の変更、第5条(2)担当職員の看護師削除、社会福祉士の人数変更、第6条(2)営業時間 の一部削除)

附則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。(第5条の介護支援専門員、社会福祉士の人数変更)

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。(第5条の介護支援専門員の人数変更、社会福祉 士の削除)

附則

この規程は、平成29年5月1日から施行する。(第5条の介護支援専門員の人数変更、社会福祉 士の追加)

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。(第5条第1項の整備(就業規則との整合性の確保、第6条第2号営業時間(包括との整合性確保))

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。(第5条第1項の整備(職員の職種、員数の記載方 法の変更))

附則

この規程は、令和3年9月21日から施行する。(第4条第2項の整備(事業所所在地の変更)) 附 則 この規則は、令和6年2月27日から施行する。(第12条虐待の防止のための措置、第13条職場におけるハラスメントの防止、第14条職員の健康管理・感染症の予防及びまん延の防止の追加)